

奈良県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、治道南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十一年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	梅林 幸夫	大和郡山市横田町八二六
〃	橋下 勝彦	〃 七三四―二
〃	池田 成男	〃 九二五―二
〃	金居 秀典	〃 八六〇
〃	森川 武男	〃 一二八四
〃	西田 英雄	〃 櫛枝町二三二
〃	辻井 基雄	〃 一一〇―二
〃	矢追 壽三郎	〃 伊豆七条町二三八
〃	南本 末治	〃 二一八
〃	植松 章一	〃 新庄町三一九―二
〃	植松 忠司	〃 三六二
〃	植村 巖	〃 三二九
〃	森 勝	〃 横田町七三七―二
〃	南本 眞治	〃 伊豆七条町二二八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	梅林 幸夫	大和郡山市横田町八二六
〃	橋下 勝彦	〃 七三四―二
〃	池田 成男	〃 九二五―二
〃	金居 秀典	〃 八六〇
〃	森川 武男	〃 一二八四
〃	西田 英雄	〃 櫛枝町二三二
〃	辻井 基雄	〃 一一〇―二
〃	岡本 晃	〃 伊豆七条町二一六―二

〃	〃	監事	〃	〃	〃
南本 眞治	森 勝	植村 巖	植松 忠司	植松 章一	南本 貞夫
〃	〃	〃	〃	〃	〃
伊豆七条町二二八	横田町七三七―二	〃 三二九	〃 三六二	新庄町三一九―二	〃 二三五